

所長 **保坂 英夫** 税理士法人ホサカ事務所



## 年の途中で亡くなられた方の確定申告

より申告・納税することとなっています。 各年の所得税は翌年の2月16日から3月15日までの間に確定申告に

なります。 の所得については「準確定申告」 しかし、 年の途中で亡くなられた方の、 という手続きにより申告・納付することと 1月1日から亡くなる日までの間

## 準確定申告が必要な場合

納税地の税務署に提出します。全員の署名により、亡くなった方の全員の署名により、亡くなった方の

## 申告期限

日になります。
日になります。
の場合の申告の期限は、9月1の場合の申告の期限は、相続の発生が5月1日だったとします。
があった事を知った日の翌日からがあった事を知った日の翌日から

②相続の発生が1月1日から3月15

以内となります。 日までで、その時点でまだ前年分 告をしなければなりません。この 場合の申告期限も前年分、本年分 ともに相続の発生の日から4カ月 といるがある。

## 所得控除

①医療費控除、社会保険料控除の①医療費控除、社会保険料控除の回までに支払った医療費が死亡の日までに支払った医療費が死亡の日までに支払った医療費が死亡の日までに支払ったを療費を除る対象となりません。

適用の有無を判断します。 点での年間所得の見積額により、 での手続きとなるため、死亡日時 がどうかが決まります。年の途中 親族の年間所得により適用できる 親族の年間所得により適用できる